別表六(ハ)の記載要領第三号(2)を次のように改める。

(2)　前号(2)イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する場合　「30又は」を消すこと。

別表六(ハ)の記載要領第五号中「次号(1)」を「次号」に改め、同第六号を次のように改める。

6　「前事業年度の基準通算所得等金額の合計額((前事業年度の月数調整前の(9))の合計)　(11)」の欄の記載に当たつては、当該対象期間開始の日を含む前事業年度にあつては、当該前事業年度の月数調整前の別表六(八)「9」の金額を当該前事業年度の月数で除し、これに同日から当該前事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額を「前事業年度の月数調整前の(9)」の金額として計算すること。

別表六(ヘ)の記載要領第1号中「租税特別措置法」の次に「第42条の4第1項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和6年旧措置法」という。）」を加え、「同条第8項第3号」を「租税特別措置法第42条の4第8項第3号」に改め、「同条第1項」の次に「又は令和6年旧措置法第42条の4第1項」を加える。

別表六(ト)付表の記載要領第1号中「）において同条第1項」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この号において「令和6年旧措置法」という。)第42条の4第1項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)」を加え、「同条第8項第3号イ」を「租税特別措置法第42条の4第8項第3号イ」に改め、「他の事業年度において同条第1項」の次に「又は令和6年旧措置法第42条の4第1項」を加える。

別表六(チ)の記載要領第1号中「租税特別措置法」の次に「第42条の4第4項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和6年旧措置法」という。）」を加え、「同条第8項第3号」を「租税特別措置法第42条の4第8項第3号」に改め、「同条第4項」の次に「又は令和6年旧措置法第42条の4第4項」を加える。

別表六(チ)付表の記載要領第1号中「）において同条第4項」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この号において「令和6年旧措置法」という。)第42条の4第4項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)」を加え、「同条第8項第3号イ」を「租税特別措置法第42条の4第8項第3号イ」に改め、「他の事業年度において同条第4項」の次に「又は令和6年旧措置法第42条の4第4項」を加える。

別表六(十)の記載要領(1)中「租税特別措置法」の次に「第42条の4第1項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和6年旧措置法」という。）」を加え、「同条第8項第3号」を「租税特別措置法第42条の4第8項第3号」に改め、「同条第1項」の次に「又は令和6年旧措置法第42条の4第1項」を加え、同(2)中「同条第4項」の次に「又は令和6年旧措置法第42条の4第4項」を加え、同(3)中「同条第4項」の次に「又は令和6年旧措置法第42条の4第4項」を加え、「同条第8項第3号イ」を「租税特別措置法第42条の4第8項第3号イ」に改める。

別表六(十一)の記載要領第1号中「租税特別措置法」の次に「第42条の4第7項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和6年旧措置法」という。）」を加え、「同条第8項第3号」を「租税特別措置法第42条の4第8項第3号」に改め、「同条第7項」の次に「又は令和6年旧措置法第42条の4第7項」を加える。